

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月28日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2009～2011

課題番号：21243005

研究課題名（和文） 経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討

研究課題名（英文） Econo-Legal Studies on the Function of the Market Mechanism and their Modification of in the fields of economic and social regulation

研究代表者

泉水 文雄（SENSUI FUMIO）

神戸大学・大学院法学研究科 教授

研究者番号：50179363

研究成果の概要（和文）：

本科研では、法学・経済学の研究者が協働連携研究を行うための制度的で継続的なフォーラムを設定し、そのうえで、競争法・知的財産法・労働法・社会保障法の各分野、ならびにそれらを横断する諸領域において、関係アクターのインセンティブの確保を意識した効率的でかつ法学的価値にも適切な顧慮を施した諸制度の設計に取り組み、またそれと同時に、法経連携研究を遂行するうえで必要な法学的・経済学的思考様式の明確化の作業を促進させた。

研究成果の概要（英文）：

Main results of this research project can be summarized as follows: firstly, continuous forum for conducting “Econo-Legal Studies”, i.e., collaborative researches between legal scholars and economics scholars has been established at Kobe University; secondly, institutional designs which are not only effective from economics point of view but also oriented towards legally important values have been developed in/among the fields of competition law/ intellectual property law/ labor law and social security law; thirdly, elaboration and differentiation of legal and economical frames of thinking have progressed in order to enhance the possibility of Econo-Legal Studies.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	9,300,000	2,790,000	12,090,000
2010年度	10,800,000	3,240,000	14,040,000
2011年度	9,500,000	2,850,000	12,350,000
総計	29,600,000	8,880,000	38,480,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学，社会法学

キーワード：社会法学、法と経済、法経連携、競争法、労働法、社会保障、知的財産

## 1. 研究開始当初の背景

法制度の市場機能との関わりにおける役割については、市場機能の前提の整備、市場機能の補正、およびセーフティーネットの供与という観点から多くの研究がなされてきたが、個別法領域によってそもそも市場機能

に期待する役割が異なっており、その結果、議論の基本的方向性に相違があった。広く生産物等の市場を対象とする競争法においては、市場機能に期待し、人為的な手段によって競争が制限・減殺される状況において、いかにしてそのような競争制限・減殺要因を排

除するか、あるいはいかにして市場機能を補完するかが議論の大きな柱であった。また、知的財産という特殊な財を対象とする知的財産法においては、市場・非市場の制度設計が議論の中心であった。他方で、労働を対象とする労働法や関連する社会保障法の分野では、基本的に、市場に委ねると不公正が生じるため、市場に介入すること、あるいは市場の存在そのものを制限すること、および、市場外にセーフティネットを整備すること、が議論の中心であった。

ところが近年、労働法に関しては、グローバル化や規制緩和などの影響による労働の流動化が進展し、労働市場のあるべき姿が模索されるようになり、社会保障法に関しては、少子・高齢化などの影響からセーフティネットの維持可能性が問題となり、市場機能の利用が検討され、実際に進められるようになった。他方で、競争法に関しては、財・サービスの多様化と高度化が進み十全な競争が期待しづらくなっている中で、非競争的な取引を対象とした「取引の公正性」が議論の重要な対象となり、また、知的財産法に関しては、研究・開発の重要性の高まりの中で、労働法制にも関わる職務発明の「対価の正当性」が議論されるようになった。これらの動きは、一方で市場機能の利用あるいは私的自治に委ねるという考えに距離を置いていた労働法・社会保障法が市場との親和性を高め、他方で市場と親和的であった競争法・知的財産法が市場・私的自治からの距離をとるようになったものとみることができ、したがって、一方での議論の蓄積を他方で新たな議論に生かすことが可能になりつつある。

そして、以上で例としてあげたような新たな問題について、個別法領域ごとにより掘り下げた検討および法領域横断的な検討を行うおうとする際には、動学的な視点から情報とインセンティブの問題の解決・緩和するような制度設計を試みるという考え方が重要となってくるため、経済学者との密接な連携のもとで研究を進める必要が生じる。然るに、こういった目的意識に基づく経済学者と密接に連携した法学的研究への取り組みは、特に国内においては、ごく限定的かつ非体系的であるのが実状であったところ、本研究の代表者・分担者の多くは、神戸大学21世紀COEプログラム「市場化社会の法動態学」(2003年から2008年)において連携して研究を進めるなどして、本科研開始時点で既に、着実に連携研究への取り組みを進めているという状況にあった。

## 2. 研究の目的

1の末尾で記したような神戸大学における法学者と経済学者との連携協力体制の存在を前提にしつつ、本研究では、競争法／知

的財産法／労働法／社会保障法の領域で生じているさまざまな問題について、最新の経済学の知見をも活用しながら、個別法領域ごとに、公正性と効率性の両方の観点から検討を加え、市場機能との関連で生じる法制度の効果と望ましい法制度のあり方を明らかにすることを第一の目的とした。さらに、領域横断的な枠組みで捉え直し、同様の検討を加えることで、大きな枠組みの中でのそれらの効果の相互関係および相対的な関係と関連する法制度の体系のあるべき姿を明らかにするための方法論的基礎を築こうとした。

## 3. 研究の方法

本研究では対象とする分野が多岐にわたったため、競争法・知的財産法・労働法・社会保障法の各専門分野、および分野横断的に方法論的基礎を検討する法経連携手法管理を扱う五つの集団(「パート」)を設けた。そのうえで、各研究者が個別に行う研究を基礎にしつつ、パート別ワークショップとパート連携ワークショップならびに公開シンポジウムでの公開討議を積極的に行うことにより、共通のテーマについての協働を行うことを重視した。

各パートには1名ずつの研究統括者を置き、さらに、研究対象に共通性の認められる法律学研究者及び経済学研究者を所属させ、研究会の開催等を通じて各分野における具体的問題点の検討を行うとともに、パート別のワークショップを開催することで、研究を進展させることを企図した。また、各パートは、分野を超えて生じる具体的な問題点について検討を加えるため、随時相互に連携するワークショップを開催し、分野横断的な検討を進めることとした。

## 4. 研究成果

(1)はじめに、3年間にわたった本科研の研究活動を数字面から示すこととする。

初年度である平成21年度には、主に具体的な個別問題に即しながらワークショップを開催し(労働法分野1回、社会保障法分野1回、労働法・社会保障法分野連携1回、競争法分野3回、知的財産法分野2回、法経連携手法管理分野2回)、さらに労働法・社会保障法分野連携での国際シンポジウムを1回開催した。また、この年には米・仏から計4名の研究者を招聘するとともに、研究分担者2名が英・仏・伊での調査を行い、欧米における社会保障・労働・産業政策の分野での法と経済の相互関係について情報を収集した。

続く平成22年度には、分野間の連携の可能性にも意を用いつつワークショップを開催し(労働法分野1回、競争法分野・知的財産法分野の合同で1回、知的財産法分野1回、

法経連携手法管理分野3回)、競争法・知的財産法分野連携での国際シンポジウムを1回開催した。また、英・米・中・台から計4名の研究者を招聘するとともに、研究分担者3名が英・仏・伊での調査を行って、欧米における労働・競争政策および法経連携手法の分野での法と経済の相互関係についての情報収集と意見交換とを実施した。

そして最終年度である平成23年度には、3年間の研究成果の取り纏めとシンポジウム等によるその成果の公表を行うことを主たる目的としながら、3回のワークショップを開催し(労働法分野・競争法分野・法経連携手法管理分野各1回)、また、本研究の成果を総合する作業として「市場の機能とその補正—法経連携研究の課題と展望」と題するシンポジウムを催して研究代表者・研究分担者6名が総括報告と討議を行うとともに、「エコノ・リーガル・スタディーズの方法論的課題」および「解雇法制の課題」と題する2つの公開国際シンポジウムを開いて、研究成果を学外研究者に発信した。さらに、それらと並行して、独・フィンランド・伊からの計3名の研究者の招聘、および研究分担者1名による英国での調査を通じて、ヨーロッパにおける法経連携研究の状況について情報収集をするとともに、本科研の最終成果の海外への発信に努めた。

さらに、これら3ヵ年の研究成果は年度ごとに『研究成果報告書』として印刷し(総計約1,000ページ)、関係研究者に配布した。

(2) 続いて、より具体的な研究成果について記す。

概括的には、本科研のもとで、競争法・知的財産法・労働法・社会保障法という個別領域ごとの研究、および領域横断的な研究が相当程度に進んだといえる。すなわち本科研の研究代表者・研究分担者は、学内外の研究者の協力も得つつ、共通のトピック(たとえば低所得者層に関する雇用・社会保障政策/最低賃金制度/グローバル化する経済状況のもとでの知的財産法と競争法との関係/債権法改正、など)をめぐって、法学・経済学それぞれの視点から行なわれる分析を排斥し合うのではなく一尊重し合いながら、議論を継続的に行った。法学者と経済学者との間で従来行なわれてきた研究活動状況に照らせばそのような協働的研究スタイルを確立しえたことの意義は非常に大きい。そしてまた、法経連携シンポジウム・法経連携ワークショップというタイトルの下、そのためのフォーラムを制度として設定できたことは、協働的研究を今後継続していくことに資するところが大きいと考えられる。

各パートの具体的な成果は以下のとおりである(パート連携の成果も適宜ここに記す)。

#### ①競争法パート

競争法パートにおいては、大きく次の2つについて検討を進めた。

第一に、競争法と特許法との相互関係について、米国、中国、台湾の制度・法執行と比較しつつ、さらに法学と経済学の両面から検討した。まず、知的財産法と競争法の補完関係と緊張関係を独禁法21条の意味をめぐる議論と関係させつつ、具体的な場面、事例の検討を含めて明らかにしていった。また、ルール形成における競争当局の作成するガイドライン・報告書の役割につき、問題点を意識しつつ明らかにした。さらに、具体的に、知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針(以下、指針)について検討を行い、法的視点からはいくつかの過剰規制を行う要因があることを指摘した。さらに、経済分析からは、知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針について経済的な視点から検討し、企業の研究開発インセンティブを確保するためには、知的財産の権利の行使に関して、パテントプールによる共同の取引拒絶とマルチプルライセンスにおける数量制限に対する規制は弱められるべきであることを論じた。

第二に、競争法および競争政策が果たす役割を検討した。競争法は、不完全競争という市場の失敗が起きる場合に、市場の機能を回復させるものでありと位置づけられ、その面からNTT東日本事件等を素材にして一方的行為規制のあり方を確認した。他方、競争法の目的として資源配分の効率、分配、消費者利益をどのように位置づけるかをめぐっては見解が分かれ得ること、不公正な取引方法の一部(不当廉売、差別対価等)は、立法府からは弱者保護への期待がなされ、優越的地位の濫用規制は効率等では説明しきれない部分が残ること、景品表示法が競争政策と消費者保護政策の両面をもつこと等を明らかにし、消費者庁と公取委の関係を含めてそのあるべき法執行方法を検討した。

#### ②知的財産法パート

知的財産法パートにおいては、次の2つの点について検討を進めてきた。

第一に、特許制度と競争法(独占禁止法)の相互関係を米国や中国の制度も比較しつつ検討した。その結果、特許制度は公正な競争秩序維持を担っているが、独禁法違反の特許権行使であっても侵害訴訟裁判所はそれのみを理由に請求を棄却することはできず、公取委の排除措置命令が経産大臣ないし特許庁長官の裁定という政策的な行政判断を経る必要があるという結論を得られた。その一方で、発明者の自治や自由など、公正な競争秩序以外の人格的価値を競争政策といかに調和させるかが重要であるという課題を確認することができた。

第二に、特許レベルのデータを基に特許付与前情報提供制度の利用状況を概観し、また、情報提供の決定要因を特許属性、技術分野属性、出願人属性の観点から定量的に分析した。主な結果は、以下の通りである。まず、情報提供件数は、かつての異議申立制度を代替する形で増加している。また、情報提供を受けた出願は、そうでない出願と比較して拒絶率が高いことも確認できた。さらに、情報提供は前方用件数などからみて技術的・経済的に価値が高い出願が対象になっており、誤って特許権が付与された場合に社会的に負の影響が大きい出願を効果的にスクリーニングしていると示唆された。

### ③労働法パート

労働法パートでは、労働市場における弱者層に対して、いかなる政策的対応が可能かという点について、国際比較も含めて検討を進めてきた。まず労働市場における弱者の典型である障害者にターゲットをあて、雇用政策と社会保障政策の役割分担を検討し、さらに貧困者について同様の観点から、雇用政策（特に最低賃金政策）と社会保障政策（政府による所得保障政策）の役割分担や協働の可能性を探り、さらに就労貧困者（ワーキング・プア）の代表である非正規雇用についてのイタリアと日本との比較を通して、望ましい法政策的な対応の可能性を検討した。

以上の検討を通じて、特に就労貧困者の問題について、最低賃金を引き上げるなどの対策をとることは、雇用面での副作用もあることから、労働市場全体をみると、必ずしも望ましい結果をもたらさない可能性があり、雇用政策面としては、本人の就労能力（employability）を高める政策（教育訓練政策）が必要である、という結論を得られた。その一方で、一定の就労能力を得るためには、政府によるサポートが必要であり、その面での雇用保険制度などへの期待は高いものの、それが単なる所得保障だけにとどまらず、就労能力向上へのインセンティブをいかに維持できるように制度設計するかが重要であるという課題を確認することができた。

### ④社会保障法パート

社会保障の主たる目的は、所得や財の再分配を基礎として国民の生活の安定を図ることにあるが、近年の人口高齢化に伴い、賦課方式による現行の社会保障の再分配機能が世代間に不均衡・不公正を生じさせ、これを是正するための制度改正が行われてきているものの、なお社会保障制度の維持可能性と再分配機能の両面から多くの課題が残されていることから、社会保障法パートでは、今後の所得の再分配の在り方に関する検討を進めてきた。

この検討に当たっては、近年増加傾向にあり、また若年化している非正規労働者の生活

保障の問題との関連で、最低賃金および低賃金労働者に関する国内外の専門家、社会保障および公的扶助制度の再分配機能に関する国内外の専門家を招いて議論し、最低賃金を引き上げることの雇用市場への影響から、最低賃金を含めた雇用政策と公的扶助を含めた社会保障政策の連携および役割分担のあるべき姿を検討し、最低賃金が就労インセンティブを削ぐ水準であってはならないことを確認しつつ、就労による生活保障の機会を奪う危険性について十分な認識が必要であること、非正規労働者に対する社会保障の適用を拡大する必要があることなどを確認した。上記の検討の多くの部分について、労働法パートと連携して行った。

### ⑤法経連携手法管理パート

法経連携手法管理パートの成果については、その分野横断的な性質に照らし、項を改めて記すこととする。

(3) ①法経連携手法管理パートでは、特に方法論観点からの検討を進めたが、その際に留意したのは以下の点であった。すなわち、法学と経済学とが共働し得る領域の限局性に意を用いることである。上述のような各パートの研究活動の過程で明らかになってきたのは、(a) 法制度の静的なあり方と経済学的の効率性分析との間では必ずしも緊張関係がないのに対し、(b) 判決例に代表される、法のダイナミックな作用について、経済学的発想はしばしば批判的・対抗的關係にたつ、ということであった。すなわち、法学と経済学との間の学的な対抗關係とは、「法学か経済学か」という大きな次元で生じるものでは必ずしもなく、特に法的推論形式と経済学的推論形式との間において生じるものであると考えられたのである。そのことは、法システムの中核に位置するのが立法作用よりは司法作用であると考えられること、そしてまた（そのことと呼応することであろうが）法学の主要関心が立法論よりもいわゆる法解釈論に向けられている、ということに照らせば、看過できる問題ではなかった。

②本パートでは、「なぜそのような協働限局性が生じるか」という問いを設定した上で、そのような問題状況のブレイクスルーのための足がかりとして、「思考様式」に焦点を合わせることにした。すなわち、法学的思考様式と経済学的思考様式の違いを分節化したうえでその違いをお互いに意識すれば、適宜他方の思考を理解することができるようになるだろう、ということである。そのような検討作業の成果として我々において得られた成果というのはさまざまであって、法学と経済学とを特徴づける諸要素として、事後处理的思考と予測的思考という対比／ケース準拠的とモデル準拠的という対比／演繹

的推論と帰納的推論という対比／そしてもちろん公平性志向と効率性志向という対比、などを明らかにした。そうして、それらの一方のみを優先するのではなく、双方に目配りをしながら法経連携研究を進めることの重要性を確認したのである。

(4) 以上をまとめるならば、本科研の成果として、(a) 競争法・知的財産法・労働法・社会保障法の各分野、及びそれらを横断する領域において、とりわけ関係アクターのインセンティブの確保を意識した制度の設計に取り組み、しかしそれと同時に(b) 各領域において法学的観点と経済学的観点それぞれが重視する(そしてしばしば食い違う)価値を明確にしたうえで、一方の価値観にのみ偏ることの問題性を明確にし、さらに(c) 法経連携研究に取り組むに際して法経双方の研究者が意識すべき思考様式の異同のポイントを明確にすることを達成しえたといえる。そしてまた(d) 法学・経済学の研究者が今後も協働連携研究を継続していくための制度的フォーラムを神戸大学に設定し得たことも成果の一つとしてあげうるだろう。

こうした成果は、いわゆる「法と経済学」研究が、国内外を問わず、経済学的手法の法学研究への適用という片面的受容の性質をしばしば持つことに照らすときに、法学と経済学との間の双方向的で有機的な協力・影響関係を生み出すうえで重要な寄与であるといえることができ、また、今後も法経連携研究を神戸大学を中心的フォーラムとしながら継続させていくことを可能にする基底的知見となるものである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計21件) (計65件)

- ①角松生史、都市計画の構造転換と市民参加新世代法政策学研究、査読無、15、2012、1-30
- ②泉水文雄、グローバル経済における知的財産法と競争法、公正取引、査読無、731、2011、2-9
- ③泉水文雄、東日本電信電話の光ファイバ施設に関する私的独占事件最高裁判決一最判平成22年12月17日判時2101号32頁、判タ1339号55頁一、公正取引、査読無、726、2011、74-83
- ④泉水文雄、消費者と競争政策、公正取引、査読無、725、2011、2-8
- ⑤柳川隆、経済学者からみた日本における知的財産法と独占禁止法、公正取引、査読無、731、2011、16-23
- ⑥Li, Yue and Takashi Yanagawa、Patent Licensing of Stackelberg Manufacturer in

a Differentiated Product Market、International Journal of Economic Theory、査読有、Vol.7、2011、7-20

⑦池田千鶴、米国における競争法と知的財産権 - 競争法と知的財産権とが交錯する分野における米国法とその展開、公正取引、査読無、731、2011、24-31

⑧島並良、一知的財産法学者から見た日本における知的財産法と独占禁止法、公正取引、査読無、731、2011、10-15

⑨小塩隆士、医療・介護保険を通じた所得再分配のあり方、鈴木亘・八代尚宏編『成長産業としての医療と介護』(日本経済新聞出版社、2011年)、査読無、2011、73-102

⑩角松生史、『互換的利害関係』概念の継受と変容、水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』、査読無、2011、150-178

⑪高橋裕、ADRとトラブル・紛争、査読無、法律時報、1036号、2011、11-17

⑫宮澤信二郎、国家賠償と求償に関する経済分析、社会科学研究、査読無、62、2011、59-79

⑬宮澤信二郎、藤澤治奈、偏頗弁済の詐害行為取消しに関する分析、新世代法政策学研究、10、2011、331-371

⑭泉水文雄、日本知産法同反壟断法的关系一以最近違反反壟断法の案例为素材一、2010 IPR Nanhu Forum: International Conference on “Perfection of IPR Systems and the Implementation of IPR Strategies in the Context of Economic Globalization” 論文集(下)、査読無、下巻、2010、932-940

⑮泉水文雄、通信カラオケ事業者による競争者に対する取引妨害(第一興商事件)(公取委審判審決平成21年2月16日審決集55巻500頁)、NBL、査読無、925、2010、62-71

⑯大内伸哉、非正社員に対する法政策のあり方に関する一私論一契約の自由と公正一、ジュリスト1414号、査読無、2010、164-169

⑰Ryoko Sakuraba、The Prohibition of Age Discrimination in Labour Relations: The Japan Report、for the XVIIIth International Congress of Comparative Law、2010、査読無、2010

⑱中村健太、我が国特許制度に関する実証分析: 情報提供制度に焦点をあてて、国民経済雑誌、査読無、202、2010、109-128

⑲泉水文雄、一般指定⑩、同⑪、同⑬、一般指定⑮、第24条~26条、根岸哲編『注釈独占禁止法』(有斐閣)、査読無、2009、428-451、468-485、511-524、573-602

⑳池田千鶴、ドミナント事業者による不当な市場支配力の拡大への対応、依田高典、根岸哲、林敏彦編著『情報通信の政策分析一ブロードバンド・メディア・コンテンツ一』(NTT出版)、査読無、2009、225-249

㉑高橋裕、労働をめぐる紛争は、どのように

起きているのか、大内伸哉（編著）『働く人  
をとりまく法律入門』（ミネルヴァ書房）、査  
読無、2009、263-29

〔学会発表〕（計5件）（総計8件）

① Yuki Sekine “Managing Japan’s Ageing  
Workforce: Legal Aspects”, EESC Seminar  
“Ageing Populations and New Opportunities  
for Businesses in Europe and Japan”, (招  
待講演) 2012年3月15日, 欧州社会経済評議  
会（ブリュッセル）

② 高橋裕、ミニ・シンポジウム「アジア諸国  
の民事紛争解決と法整備支一映し出された  
日本像」へのコメント」、日本法社会学会、  
2011年5月8日、東京大学

③ KADOMATSU Narufumi、 “Right of Access to  
the Administrative Litigation in Japan”,  
Symposium on the Occasion of 10th Anniver-  
sary of the Administrative Court (招待講  
演), 2011年3月9日, タイ国行政裁判所（バ  
ンコク）

④ KADOMATSU Narufumi, “Accountability of  
administration” in Japan after 1990’s,  
International Workshop “Policy and Ac-  
countability in Japan after the 1990’s :  
A Global Perspective” (招待講演)、2010年  
9月24日、ルーヴェン・カトリック大学（ベ  
ルギー）

⑤ Ryoko Sakuraba、Age Discrimination in  
Employment, Law Soceity, Clare Hall,  
University of Cambridge, 2010年3月15日、  
Clare Hall, University of Cambridge

〔図書〕（計2件）（総計5件）

① 大内伸哉・川口大司、有斐閣、法と経済で  
読みとく雇用の世界ー働くことの不安と楽  
しみー、2012、320

② 小塩隆士、効率と公平を問う、日本評論社、  
2012、248

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.econ.kobe-u.ac.jp/els/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

泉水 文雄 (SENSUI FUMIO)  
神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：50179363

### (2) 研究分担者

角松 生史 (KADOMATSU NARUFUMI)  
神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：90242049  
柳川 隆 (YANAGAWA TAKASHI)  
神戸大学・大学院経済学研究科・教授  
研究者番号：60247616  
高橋 裕 (TAKAHASHI HIROSHI)

神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：40282587

池田 千鶴 (IKEDA CHIZURU)  
神戸大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：40346276

芦谷 政浩 (ASHIYA MASAHIRO)  
神戸大学・大学院経済学研究科・准教授  
研究者番号：10304057

島並 良 (SHIMANAMI RYO)  
神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：20282535

萩原 泰治 (HAGIWARA TAIJI)  
神戸大学・大学院経済学研究科・教授  
研究者番号：40172837

大内 伸哉 (OUCH SHINYA)  
神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：10283855

櫻庭 涼子 (SAKURABA RYOKO)  
神戸大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：20362808

田中 康秀 (TANAKA YASUhide)  
神戸大学・大学院経済学研究科・教授  
研究者番号：00093518

勇上 和史 (YUGAMI KAZUFUMI)  
神戸大学・大学院経済学研究科・准教授  
研究者番号：90457036

関根 由紀 (SEKINE YUKI)  
神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：60379493

永合 位行 (NAGO TAKAYUKI)  
神戸大学・大学院経済学研究科・教授  
研究者番号：40218037

小塩 隆士 (OSHIO TAKASHI)  
一橋大学・経済研究所・教授

研究者番号：50268132  
宮澤 信二郎 (MIYAZAWA SHINJIRO)  
神戸大学・大学院経済学研究科・特命准教  
授

研究者番号：30523071

中村 健太 (NAKAMURA KENTA)  
神戸大学・大学院経済学研究科・准教授  
研究者番号：70507201

榊 素寛 (SAKAKI MOTOHIRO)  
神戸大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：80313055

古谷 貴之 (FURUTANI TAKAYUKI)  
神戸大学・大学院法学研究科・特命講師  
研究者番号：40595849

佐野 晋平 (SANO SHINPEI)  
神戸大学・大学院経済学研究科・准教授  
研究者番号：80452481

鈴木 純 (SUZUKI JUN)  
神戸大学・大学院経済学研究科・准教授  
研究者番号：40283858

### (3) 連携研究者

該当者なし